

教育ローン（カード型）

(2018年4月1日現在)

商品名	教育ローン(カード型)
商品概要	<p>在学期間中(ローンカードご利用期間中)は、ローンカードにより入学金、授業料等の必要な費用を限度額の範囲内で反復ご利用いただき、ご返済はお利息のみで、ローンカードご利用期間終了後は証書貸付に切り替えて元利金のご返済を行っていただきます。</p> <p>ローンカードご利用期間終了後は新たな借入はできません。</p> <p>また、ローンカードご利用期間は、原則、在学期間の最終月の約定返済日を限度として、お客さまに設定していただきます。</p>
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たしている個人の方</p> <p>① 満18歳以上、満65歳未満の方 ※ 未成年の方は、親権者の同意書が必要となります。</p> <p>② 近畿2府4県に居住または勤務されている方</p> <p>③ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方、営業3年以上の個人事業主・家族従業員の方</p> <p>④ 安定継続した収入があり、前年度税込年収が150万円以上の方 ※ 個人事業主・家族従業員の方は、過去3年分の所得を確認させていただきます。</p> <p>⑤ その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方 ※ ご融資実行時には、「近畿勤労者互助会」に加入していただきます。(お申込人自身が生協組合員の方は除きます)</p>
ご融資金のお使いみち	<p>お申込人もしくは2親等以内の親族のための次の範囲の教育関連資金全般にご利用いただけます。(事業資金、投機目的資金、負債整理資金は除きます)</p> <p>① 幼稚園から大学院・専門学校・予備校納付金(受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等)</p> <p>② 塾・講座・通信教育納付金(入会金、受講料等)</p> <p>③ 付随する教育資金(教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等)</p> <p>④ 他金融機関等からの教育ローンの借換費用 ※ 資金使途が借換費用のみのご利用はできません。</p> <p>⑤ ビジネススキル向上のための資金(資格専門学校納付金等、趣味に属する内容は除きます)</p>
ご融資限度額	10万円以上1,000万円以内 (10万円単位での設定ができます。)
ご融資期間	<p>ローンカードご利用期間、元利金ご返済期間合わせて20年以内です。</p> <p>ただし、ローンカードご利用期間は7年以内かつ在学期間の範囲となります。</p> <p>※ 最終弁済時年齢は、満76歳未満となります。</p>
ご契約の更新	<p>ローンカードご利用期間中は1年毎にご契約期間を更新いたします。</p> <p>ご契約期間は当初のご契約日の1年後応当日の前日までとし、以降、1年毎の自動更新となります(更新審査があります)。</p> <p>なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。</p>

ご利用方法	<p>・ローンカードを利用して、全国のろうきんやセブン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行・MICS 加盟の金融機関(都銀・信託銀・地銀・第二地銀・信金・信組・JA)・コンビニ等のATM・CD機でお引きいただけます。手数料は実質無料をご利用いただけます。</p> <p>・ろうきんダイレクト(インターネットバンキング・テレフォンバンキング)による登録口座(当金庫内の普通預金)への資金移動もご利用いただけます。</p>
ご融資金利	<p>(1)ローンカードご利用期間中 変動金利となります。</p> <p>※ 金利の変動については、毎年4回、2月1日・5月1日・8月1日・11月1日の基準日に、当金庫が定めた「近畿労プラ連動カードローン基準金利」を基準に、ご融資金利の見直しを行います。</p> <p>また、見直し後の金利適用については、基準日に貸越残高がある場合、基準月の約定返済日より適用となり、基準日に貸越残高がない場合、基準日直後の貸越日より適用となります。</p> <p>(2)元利金ご返済期間中 変動金利となります。</p> <p>※ 金利の変動について、毎年2回、4月1日および10月1日の基準日に、当金庫が定めた「近畿労プラ連動無担保ローン基準金利」を基準に、ご融資金利の見直しを行います。適用利率の変更幅は、前回基準日の「近畿労プラ連動無担保ローン基準金利」と今回基準日の「近畿労プラ連動無担保ローン基準金利」の差となります。</p> <p>4月1日に見直した金利は、同年6月の約定返済日の翌日に変更を行い、10月1日に見直した金利は、同年12月の約定返済日の翌日に変更を行います。</p> <p>※ ご返済額については、借入利率の変更の都度見直され、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月の約定返済日、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の約定返済日から新返済額に変更されます。</p> <p>ただし、見直し後のご返済額が見直し前のご返済額より少ない場合は、ご返済額の変更は行わず、最終期日を繰上させていただきます。</p> <p>また、急激な利率の上昇により、ご返済額を上回るお利息が発生した場合は、未払利息として翌月以降に繰り延べされます。</p> <p>※ ご融資利率の変更に伴い最終約定返済期日に未払利息および利息ならびに元金の一部が残存する場合は、最終約定返済期日に一括してお支払いいただきます。</p> <p>利率については、営業店窓口にお問合せください。</p> <p>また、ホームページにも融資金利一覧がございますので、ご覧ください。</p>
保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。
保証料	保証料はお借入金利に保証料率を加算させていただき、毎月およびボーナスのご返済金に含めてお支払いいただきます。
連帯保証人	不要です。
担保	不要です。

<p>ご返済方法</p>	<p>(1) ローンカードご利用期間中 毎月の定例返済日にお利息のみご指定の返済用口座(当金庫普通預金口座)から引き落としさせていただきます。なお、ご返済日が当金庫の休業日の場合、その翌営業日の引き落としとなります。 利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。 ※ 残高不足等によりご返済金の引き落としができなかった場合、速やかにご入金ください。</p> <p>(2) 元利金ご返済期間中 毎月の定例返済日に約定返済金(元金・利息)をご指定の返済用口座(当金庫普通預金口座)から引き落としさせていただきます。なお、ご返済日が当金庫の休業日の場合、その翌営業日の引き落としとなります。 また、お借入金額の50%を上限として、年2回の加算返済(ボーナス時増額返済)を併用することも可能です。 ※ 残高不足等によりご返済金の引き落としができなかった場合、延滞利息が発生しますので、ご注意ください。</p>
<p>初回ご返済日</p>	<p>ローンカード初回ご利用時(全額返済後の再度のご利用を含みます)における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。 【例1】定例返済日が毎月25日で、初回のご利用日が7月20日の場合は、8月25日が初回返済日となります。 ・ 次回返済日 :7/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 :8/25 … 初回返済日(お利息のみ清算)</p> <p>【例2】定例返済日が毎月25日で、初回のご利用日が7月30日の場合は、9月25日が初回返済日となります。 ・ 次回返済日 :8/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 :9/25 … 初回返済日(お利息のみ清算)</p> <p>定例返済日が非営業日の場合、翌営業日の前日までに貸越利用されたとき、翌営業日を「次回」とカウントいたします。 【例】定例返済日が毎月8日で、3月8日(土)(翌営業日が3月10日(月))の場合、貸越利用日が3月8日(土)、3月9日(日)の初回返済日は、3月10日を「次回」とカウントするため、4月8日となります。</p>
<p>随時返済/繰上返済</p>	<p>(1) ローンカードご利用期間中 毎月の定例返済(利息返済)に加えて随時のご返済(任意の金額)が可能です。</p> <p>(2) 元利金ご返済期間中 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取り扱いとなります。 随時返済・繰上返済とも、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額をご指定の返済用口座(当金庫普通預金口座)から引落としとなります。</p>
<p>教育機関に在籍されなくなった場合の取扱い</p>	<p>本教育ローンの対象となっている教育機関を退学等により在籍しなくなった場合は、お取引店までお知らせください。ご利用いただいている残高を確定のうえ、元利金返済に移行させていただきます(以降の新たな借入はできなくなります)。</p>

<p>苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客様センター】</p> <p>受付時間:平日 9:00～18:00 電話番号:0120-191-968</p> <p>※「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p>				
<p>紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。 ・ 下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" data-bbox="459 645 1465 1070"> <tr> <td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【弁護士会】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249 </td> </tr> </table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問合わせください。</p>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644	【弁護士会】	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249
【公益社団法人 民間総合調停センター】					
受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644					
【弁護士会】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249 					

(注)

- ・お申し込みにあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- ・審査の結果によっては、ご融資をお断りする場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご契約までの期間に大きな異動があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。
- ・生協組合員とは、当金庫と覚書等を締結している生協の組合員、もしくはその同一生計家族の方です。
- ・一般勤労者とは、近畿2府4県にお住まいまたは勤務されているお客さまのことです。
ただし、当金庫に出資いただいている労働組合等に所属されている場合は、会員組合員の取扱いとなります。